

議員提出議案第 四 号

大型間接税の導入と少額貯蓄非課税制度撤廃に反対する意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、郵政大臣、大蔵大臣、政府税制調査会会長、自由民主党税制調査会会長、自由民主党幹事長、自由民主党総務会長、自由民主党政調会長に意見書を提出する。

昭和六十一年九月二十四日

提出者	三朝町議会議員	西村	武津美
賛成者	三朝町議会議員	藤井	佳夫
賛成者	三朝町議会議員	牧田	禎
賛成者	三朝町議会議員	安井	由行
賛成者	三朝町議会議員	河崎	正明

昭和六十年九月二十四日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

大型間接税の導入と少額貯蓄非課税制度撤廃に反対する意見書

大型間接税の導入と少額貯蓄非課税制度（マル優）撤廃が政府によって計画されているとの報道が絶えない。政府税調も今秋の審議日程にそれを挙げている。

大型間接税導入と少額貯蓄非課税制度の撤廃は、円高不況や国の財政危機に何の責任も有しない勤労国民や社会的弱者の犠牲によって財政再建を図ろうとするものである。よって、次の事項を強く要望する。

- 1 大型間接税やそれに類する増税を一切行わないこと。
- 2 少額貯蓄非課税制度を存続すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六十一年九月二十四日